

新型コロナウイルス感染症 対策の助成金について

政府は新型コロナウイルス感染症の影響により、拡大感染を防ぐために外出の自粛、入国制限、余興の延期または中止を発令しました。そのために経済に大きな影響を及ぼす危険が生じる恐れが出てきました。そこで政府は、次の助成金を支給することを決定することにしました。

1 雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小をされた事業主が、従業員の雇用維持を図るために休業した場合に支給されます。

新型コロナウイルス感染症の影響が終息しない状況のため雇用調整助成金の特例措置を拡充し、令和2年4月1日から同年6月30日までの間を緊急対応期間として上乗せの特例措置を講じ、申請書類の大幅な簡素化がおこなわれました。(令和2年4月10日現在)

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日～6月30日)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件(3か月10%以下低下)	生産指標要件緩和(1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1ヵ月5%以上低下)
休業等の初日(3か月経過した日以降)	令和2年1月24日～7月31日	令和2年1月24日～7月31日
雇用保険被保険者が対象	雇用保険被保険者を対象とする	雇用保険被保険者を問わず、全ての従業員を対象とする
助成率(1人1日あたり8,330円が上限) 中小企業(2/3)、大企業(1/2)	中小企業2/3、大企業1/2 (1人1日あたり8,330円が上限)	中小企業4/5、大企業2/3 解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4 (1人1日あたり8,330円が上限)
計画届は事前提出が必要	計画届の事後提出を認める (令和2年1月24日～5月31日)	計画届の事後提出を認める (令和2年1月24日～6月30日)
6ヶ月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間の要件の撤廃	被保険者期間の要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	支給限度日数 1年100日、3年150日	支給限度日数 [1年100日、3年150日]+(4月1日～6月30日)の期間

2 時間外労働等改善助成金及び小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

	時間外労働等改善助成金		小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援
	テレワークコース	職場意識改善コース	
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規に導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中企業事業主	令和2年4月1日から6月30日までの間でいずれかの子の世話をを行うことが必要となった従業員に対し、有給の休暇を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症により臨時休校となった小学校に通う子 ②新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校に通う子
補助率	1/2(上限100万円)	3/4(上限50万円)※事業規模が30名以下かつ機器設備経費が30万円を超える場合は4/5	休暇中支払った賃金額の10/10(上限8,330円)
実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	令和2年3月18日～令和2年6月30日	雇用保険被保険者を問わず、全ての従業員を対象とする
助成対象取組	・テレワーク用通信機器の導入 ・就業規則 ・協定等の作成・変更	・就業規則等の作成・変更・労務管理用機器等の購入・更新	・親権者、未成年後見人、里親、祖父母等であって、子どもを現に監護する者 ・上記の他、各事業所有給休暇の対象とする場合、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む
要件	実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる	労働基準法上の年次有給休暇以外の有給の休暇を与えた事業主(休暇中賃金全額支給)

今後は人との接触から生じる新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、雇用への悪影響が見込まれます。

感染拡大を防ぐための外出自粛により、やむなく在宅勤務を導入する事業所、休業する事業所とさまざま

な状況ではあります。

コロナの終息が見えない状況の最中、従業員の解雇等を防ぐ等、雇用の維持を図るためにも、上記の助成金を申請することをお勧めいたします。ぜひ、事業主の皆様、ご検討をお願い申し上げます。

CONTENTS

01. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対する支援策
02. 会社法の改正について(その2)
03. 会社の役員の任期について
04. 新型コロナウイルス対策の助成金について

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP:http://nts-cgr.jp/

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 総合社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人 ■ NTS 丸の内社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般の世界で感染が広がる新型コロナウイルスの影響について、国連事務総長は「第二次世界大戦以降で最も困難な危機だ」とし、「おそらく、近年体験したことのない景気後退を引き起こす」との見解を示しています。実際、日本経済への影響も甚大で、商工会議所の調査によれば、全国で9割の企業が経営に影響が生じている、または生じる可能性があるとしています。今後、最低半年から1年は景気後退が続くことを覚悟せざるを得

ないかもしれません。

そこで、企業としては、まずは当面の資金繰りのために、日本政策金融公庫や地銀等における保証協会を利用した特別融資への、早めの申請をお勧め致します。また、雇用を維持するために、従業員に一時的な休業等を行った際に受給できる雇用調整助成金の制度利用も、是非ご検討ください。当グループは、特別融資や助成金の申請などを含めて、様々なご相談を積極的に受け付け、少しでも皆様のお役立ちができたかと考えておりますので、是非とも遠慮なくご連絡ください。

※この度、NTS 総合コンサルティンググループにおけるコンサルティング機能強化の一環として、「NTS 丸の内社会保険労務士法人」を設立し、4月1日より業務を開始しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者に対する支援策

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者を対象に、資金繰り、設備投資・販路開拓等の支援策が設けられています。

1 資金繰り支援

▼ 信用保証(信用保証協会)

	対 象	要 件	保証割合
セーフティネット保証4号	全都道府県	売上高が前年同月比20%以上減少等	100%
セーフティネット保証5号	指定の587業種	売上高が前年同月比5%以上減少等	80%
危機関連保証	一部を除いた業種	売上高が前年同月比15%以上減少	100%

→次ページに続く

▼ 融資

	要 件	内 容
①新型コロナウイルス感染症特別貸付	・最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が、過去3ヵ月の平均売上高等と比較して5%以上減少	無担保融資、信用力によらず一律金利、当初3年間金利0.9%引き下げ、据置期間最長5年
②危機対応融資（商工組合中央金庫）		
特別利子補給制度	上記①または②により借入を行った中小企業者 ・小規模個人事業主…上記①・②と同様の要件 ・小規模法人…売上高15%減少 ・中小企業者…売上高20%減少	借入後当初3年間利子補給 →これにより当初3年間は実質的に無利子となる
マル経融資の金利引下げ	・商工会議所や商工会などの経営指導を受けている ・最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して5%以上減少	無担保・無保証人での融資、当初3年間金利0.9%引き下げ、据置期間最長4年
セーフティネット貸付の要件緩和	「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象とする	

※危機対応融資以外は日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫が実施。

2 設備投資・販路開拓支援

国の「中小企業生産性革命推進事業」における補助金（ものづくり・商業・サービス補助、持続化補助、IT導入補助）の採択審査において、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者については、加点措置が講じられています。

ここに挙げた支援策は一部です。また、令和2年3月24日現在の情報に基づいていますので、その後要件など変更されている場合があります。ご不明な点、各制度の申込書類作成のサポートなど、お気軽にお問い合わせください。

3 税の申告・納付

		通常	延長後
申告・納付期限の延長	所得税	3月16日	4月16日
	個人事業者の消費税	3月31日	
	贈与税	3月16日	
振替納税の振替日の延長	所得税	4月21日	5月15日
	個人事業者の消費税	4月23日	5月19日
納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により税金を一時に納付することが困難な場合には、申請することにより、換価の猶予や納税の猶予が認められることがあります。		

会社法の改正について（その2）

前回に引き続き、今回も会社法の改正点について説明します。今回は、改正の3本柱である①取締役等に関する規律の見直し、②社債の管理等に関する規律の見直し、③株主総会に関する規律の見直しのうち、②についてです。

1 社債の管理等に関する見直し

社債の管理について、従前から「社債管理者」の制度がありました。

社債管理者は、社債権者のために、弁済の受領・債権の保全、その他の社債の管理を行う者のことです。社債発行会社は、少人数私募債など例外を除いて、社債を発行するに当たって社債管理者の設置が義務付けられていました。

社債管理者は、権限が広く、責任が重いため、なり手の確保が難しく、利用コストが高くなるという問題がありました。また、少人数私募債など社債管理者を設置していなかった社債が債務不履行となった場合に、社債権者に混乱等が発生したことがありました。

そのため、改正法では、社債管理者ほどの重い義務まで

は負わないようにしつつ、社債に関する最低限の事務業務を行うための「社債管理補助者」を新たに設けました。社債管理補助者は、社債権者が自ら社債を管理することができる場合に限り設置することができますが、社債管理補助者を設置することにより、社債の管理は社債権者が行いつつ、倒産手続における債権の届出や情報伝達など社債の管理の補助を委託できるようになりました。

社債権者は、銀行、信託銀行または担保付社債信託法上の免許を受けた会社になり手となっていました。社債管理補助者の場合、就任資格が「その他法務省令で定めた者」と社債管理者よりも広がりましたので、銀行や信託銀行などに加えて、弁護士や弁護士法人が新たな担い手となることが想定されています。

登記

NTS 総合司法書士法人

会社の役員の任期について

役員の任期について、依頼者及び他士業の方から質問を受けることが多々あります。また、数年以上前に役員の任期が満了しているにもかかわらず、役員再任の登記がなされていない登記懈怠事案もよく見かけます。役員の任期について正しい理解をする必要がありますので、一般的な取締役と監査役について説明します。

1 役員の任期に関する規定

まず、有限会社の役員には任期に関する規定がありませんので、有限会社の方はご安心ください。

これに対し、株式会社の役員の任期については、会社法に規定があります。取締役の任期は、原則として、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする」とされています（会社法第332条第1項）。ただし、定款によって任期を短縮したり、一定の要件の下で10年まで延長したりすることができます（第1項但書、第2項）。

一方、監査役の任期は、一定の要件の下で任期を延長できることは取締役と同様ですが、原則として任期は4年とされており、定款によっても任期を短縮することはできません（会社法第336条）。監査役は、会社の業務を監視する立場にあり、任期が長めになっております。

2 任期の計算方法

任期を計算する上で問題となるのは、上記の条文の言い回しです。①「選任後2年以内に終了する事業年度のうち、」②「最終のものに関する」③「定時株主総会の終結の時まで」と3つに分けるとわかりやすいです。

例えば、事業年度が4月1日から3月31日までの会社について、平成28年6月20日に就任した取締役の場合で考えましょう。

2 株式交付制度の創設

最近までM&Aの件数は増加傾向にあり、株式会社が他の株式会社を様々な方法で子会社化しています。会社法でも、いくつかの方法が規定されていますが、そのうち、子会社の株式を自社の株式で取得する方法として「株式交換」が規定されていました。

しかし、株式交換は、他の株式会社を完全子会社としない場合には利用できませんでした。また、自社の新株発行等と他の会社の株式の現物出資という構成を採る場合、手続が複雑でコストがかかるという弊害がありました。

まず、①ですが、平成28年6月20日から2年以内に終了する事業年度は、平成28年4月からの事業年度と、平成29年4月からの事業年度です。

そこで、②ですが、その事業年度のうち最終のものは平成29年4月からの事業年度となります。

最後に、③ですが、その事業年度に関する定時株主総会の終結の時までなので、その定時株主総会が平成30年6月30日に開催された場合には、その終結のときまでが任期となります。

よって、上記例の取締役の任期は、平成28年6月20日から平成30年6月30日までだったということになります。単純にちょうど2年とはならないので、注意が必要です。

3 登記懈怠に注意

仮に登記を懈怠してしまった場合、代表者個人が登記懈怠の過料を科せられます。登記懈怠の期間にもよりますが、数万円の過料が科せられると聞きます。役員の再任登記は最も登記懈怠が多い事案と考えられますので、特に自社の役員の任期については注意を払う必要があります。

役員の任期は、通常は定款に記載されておりますので、お持ちの定款をご確認いただければ、自社の役員の任期が何年なのかかわかると思います。あわせて、自社の登記簿謄本をご確認いただければ、役員が最後に選任された日付がわかりますので、上記事例を参考に、自社の役員の任期がいつ満了するのかを確認していただくことをお勧めいたします。

そのため、今回の改正では、「株式交付制度」が新設され、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができるようになりました。株式交付子会社の株主は、株式交付親会社の求めに対し、任意の判断で譲渡することができ、株式交付親会社は、譲渡に応じた株式交付子会社の株主に対し、株式以外に金銭等も交付することができます。

手続面では、株主交付制度を採るに当たり、株式交付親会社は、株主交換と同様、株主総会決議や債権者意義手続等を採る必要があります。